

— 児童手当のあらまし —

児童手当を請求できる方

金沢市内に住民票があり、高校生年代までの児童（平成 20 年4月2日以降に生まれた児童）を養育している方が請求することができます。

- ・ 父母ともに収入がある場合は、生計中心者（継続的に所得の高い方）が請求者となります。

生計中心者の住民票がある市町村で児童手当を申請してください。

（注意）公務員の方は金沢市に請求できません。勤務先に請求してください。

国家公務員共済に加入している場合でも、金沢市からの支給対象となる場合があります。

判断に迷う場合は、職場や子育て支援課までお問い合わせください。

（例）金沢大学・日本郵便（ゆうちょ）等

- ・ 父母以外の方が児童を養育している場合は、養育している方が請求できます。
（児童養護施設等の施設設置者、里親、未成年後見人、父母指定者、その他の養育者など）
- ・ 単身赴任等で金沢市に住民票がある方も請求できます。
- ・ 国内に居住している児童のみが対象となります。（海外留学中の場合は証明書が必要）

児童手当の月額

対象となる児童		手当月額
3歳未満 （3歳到達月まで）	第1子、第2子	15,000円
	第3子以降（※）	30,000円
3歳から高校生年代 （18歳の年度末まで）	第1子、第2子	10,000円
	第3子以降（※）	30,000円
大学生年代 （22歳の年度末まで）		支給はありません （第3子加算の算定に使用）

※大学生年代（平成 16 年4月2日～平成 20 年4月1日）の児童について、監護し生計費を負担している場合は、「児童数」としてカウントします。「児童数」が3人以上となる場合は、3人目以降の児童の手当月額が3万円になります。

大学生年代の児童をカウント対象児童とするには、「監護相当・生計費負担についての確認書」（以下、「確認書」という。）の提出が必要です。

児童手当の振込み

振込日	4月15日	6月15日	8月15日	10月15日	12月15日	2月15日
支給対象月	2、3月分	4、5月分	6、7月分	8、9月分	10、11月分	12、1月分

※15日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日が振込日となります。

※振込通知は行っておりませんので、通帳等でご確認ください。

※金沢市外へ転出される場合は、転出予定日の属する月分まで金沢市から支給します。（原則翌月振込み）

— お問い合わせ先 —

金沢市役所 子育て支援課 児童手当担当

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

○電 話 （076）220-2285 ○FAX （076）220-2360

申請に必要なもの

(1) 児童手当認定請求書（各申請窓口にあります。金沢市 HP からダウンロードできます。）

(2) 本人確認書類

① 請求者（父母のうち継続的に所得の高い方）本人が申請する場合

・ 請求者本人の本人確認書類

写真付き証明書は1点（マイナンバーカード、免許証、パスポート等）

写真がない証明書は2点（健康保険証、年金手帳、社員証、母子手帳等）

② 請求者本人以外（代理人）が申請する場合

・ 代理権を確認できるもの（委任状もしくは請求者の本人確認書類（顔写真付き）の原本）

・ 代理人本人の本人確認書類 写真付き証明書は1点、写真がない証明書は2点

(3) 請求者本人の加入保険の情報がわかるもの（健康保険証・資格確認書等）

【マイナ保険証をお持ちの方】

・「保険資格情報」…マイナポータルからダウンロードできます

・「資格情報のお知らせ」…各保険者が交付するものです

【マイナ保険証をお持ちでない方】

・「資格確認書」…各保険者が交付するものです

※国民年金加入者は提出不要です。

※配偶者、児童の加入保険の情報がわかるものでは受付できません。

(4) 請求者本人及び配偶者のマイナンバーがわかるもの

（例：マイナンバーカード、通知カード、個人番号通知書等）

(5) 請求者本人名義の普通預金（貯金）通帳又は口座がわかるもの ※ネット銀行も登録可能

(6) 別居監護申立書（請求者と児童の住民票地が異なる場合）

※児童のマイナンバーの記載が必要です。

※大学生年代の児童に関しては、別居の場合でも別居監護申立書の提出は不要です。

(7) 監護相当・生計費の負担についての確認書（請求者が大学生年代の児童を養育している場合）

※児童のマイナンバーの記載が必要です。

※就職や結婚している場合、父母と別居している場合であっても、監護し生計費を負担している場合はカウント対象となります。

※大学生年代の児童がいても、児童が2人しかいない場合は、第3子加算には影響がないため、確認書の提出は不要です。今後、出生などに伴い児童が3人以上となった際には、大学生年代の児童についての「額改定認定請求書」、「確認書」の提出も合わせて必要となります。

※出生届の提出が遅れる場合は、先に児童手当の申請をお願いします。

※里帰り出産で出生届を金沢市外に提出した場合も、生計中心者の住民票が金沢市にある場合は、金沢市に申請してください。

所得について

令和8年4月～7月分の手当については令和7年度（令和6年中）の所得で、
令和8年8月分以降の手当については令和8年度（令和7年中）の所得で審査します。

※令和6年12月支給（10月分、11月分）より所得制限は撤廃されましたが、引き続き生計中心者の判定を行います。

所得額（児童手当で扱う所得）

自営業の方は、収入から必要経費を差し引いた金額、給与のみの方は、源泉徴収票に記載の【給与所得控除後の金額】です。（※給与収入金額ではありません）また、譲渡所得や山林所得等、上記の所得と合算する所得もあります。

児童手当-年度更新について（現況届の提出は原則不要になりました）

【児童手当の年度更新とは】

毎年6月以降に、児童の監護状況や所得を確認し、手当の受給資格を再審査します。審査の結果、生計中心者の変更が確認された方には通知を送付します。令和4年度より現況届は原則不要になりましたが、下記に該当する方のみ引き続き現況届の提出が必要です。

（現況届の提出が必要な方）

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・児童と別居中の方
- ・配偶者の住民票が市外の方
- ・第3子加算の算定対象となる大学生年代の児童のうち学生以外の児童がいる方 等

提出が必要な方にのみ、現況届を送付します。

提出がない場合、8月支給（6、7月分）以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

受付窓口

窓口名	所在地	電話	受付時間
本庁子育て支援課	広坂1丁目1番1号	220-2285	9:00～17:45
本庁市民課		220-2241	
森本市民センター	南森本町又33番地	258-1130	8:30～17:15
金石市民センター	金石通町3番14号	267-0001	
犀川市民センター	末町6の67番地1	229-0001	
安原市民センター	福増町北1067番地	249-2001	
額市民センター	額谷3丁目1番地1	298-0045	
押野市民センター	八日市2丁目464番地	241-2559	
浅川市民センター	田上の里2丁目3番地	221-3344	
新神田市民センター	新神田4丁目3番10号（金沢新神田合同庁舎）	291-6266	
湊市民センター	湊3丁目5番地9	239-2211	
本町市民センター	本町1丁目5番3号（リファレ2F）	260-0365	
近江町市民センター	青草町88番地（近江町いちば館4F）	260-0250	
駅西市民センター	西念3丁目4番25号（金沢市保健所）	234-5141	
駅西福祉健康センター		234-5103	
泉野市民センター	泉が丘1丁目2番22号	242-8552	
泉野福祉健康センター		242-1131	
元町市民センター	元町1丁目12番12号	252-0257	
元町福祉健康センター		251-0200	

児童手当の確認書の提出について（年度末の監護状況の確認）

大学生年代の児童のうち、下記の①、②に該当する児童がいる場合、4月分以降も引き続き多子加算の算定を受けるためにお手続きが必要です。

- ① 進学先が短大・専門学校等で、22歳の年度末より前に卒業予定年月が到来する家庭
- ② 来年度大学1年生になる児童（現高校3年生）がいて、第3子加算に影響がある家庭

対象者には、通知を送付します。

期日までにご提出があれば、4月分から第3子加算を適用した金額で算定します。

※申請期限が過ぎた場合、4月分の児童手当に第3子加算は反映されず、
加算の適用は申請の翌月からとなりますので、期限までに必ずご提出ください。

異動があった場合の届け出

受給者に下記の異動があった場合、すみやかに届出してください。

事由発生日（出生、施設への入退所、転出予定日等）の翌日から15日以内に届出がない場合は、支給できない月が発生する場合があります。

事 由	必要書類
児童が出生等により増加したとき	額改定認定請求書 ※出生の翌日から15日以内に申請してください。 ※受給者の加入保険の情報が分かるものがが必要です。
受給者が児童と別居したとき （児童を養育している場合のみ）	別居監護申立書 ※児童のマイナンバーの記載が必要です。
受給者が児童を養育しなくなったとき	受給事由消滅届又は額改定認定請求書
児童が児童福祉施設等へ入所したとき	受給事由消滅届又は額改定認定請求書
児童が児童福祉施設等を退所したとき	認定請求書又は額改定認定請求書
受給者が公務員になったとき	受給事由消滅届 ※勤務先への新規申請も必要です。
受給者が公務員を退職したとき	認定請求書 ※退職した翌日から15日以内に申請してください。
受給者等（配偶者及び児童）のマイナンバーを 婚姻・離婚等で新たに登録・変更・削除するとき	個人番号変更等申出書
振込先の金融機関を変更するとき 婚姻等により口座名義を変更するとき	口座振替支払変更依頼書 （ただし、変更は受給者本人名義に限ります。）
受給者が金沢市外へ転出したとき	転入先の市区町村へ、新規申請してください。 ※金沢市の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。
3歳未満の児童がいる受給者で、自身（受給者）の加入する年金が変わったとき	変更届
第3子加算算定対象の大学生年代の児童がいる受給者で、大学生年代の児童の監護状況が変わったとき	変更内容によって必要な書類が異なりますので、子育て支援課までお問い合わせください。

※離婚前提等で受給者変更を希望する場合は、子育て支援課までお問い合わせください。

※金沢市内で転居される場合には、特に届出は必要ありません。（児童と別居となる場合を除く。）